

東京都公立小学校PTAの皆さまへ

東京都公立小中一貫校等中学校PTAの皆さまへ

東京都公立義務教育学校PTAの皆さまへ

2024年度版
一般社団法人東京都PTA協議会

団体契約者：一般社団法人全国PTA連絡協議会
-東京都PTA協議会・ユーザー専用プラン-

PTA総合補償制度のご案内

PTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険、生産物賠償責任保険

保険期間 **2024年7月1日～1年間** *中途加入も対応可能です

\おすすめですよ!/\

単位PTA・PTA連合会を対象に PTA保険／説明会を実施しています!

役員会など必要に応じて各校PTAさんへご訪問可能です。

*地域などによってはお訪ね出来ないこともありますのでご注意ください。
(オンライン会議等のご対応も可能です。)



向春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

一般社団法人東京都PTA協議会では小中連携が進む教育環境の変化に対応するため、会員制度の見直しをはじめ、東京都の単位PTA、PTA連合会がスマートに価値ある活動を続けていけるよう応援を続けています。その一環として、PTAの皆さまの安心をお守りするための一助としていただくため、東京都の公立小学校PTA、及び小中一貫校、義務教育学校のPTAを対象にPTA総合補償制度のご案内を行うことと致しました。特に本会では単位PTAの大切な会費・予算から拠出されるPTA総合補償制度のご契約がご負担とならないよう、かつ補償として適切かつ有効なものとなるように「ご予算に応じ選べるプラン」を導入いたしました。本制度を通じ皆さまの日々のPTA活動が安心してお過ごしいただけるようお役に立てれば幸いです。

加入締切日

2024年6月25日(火)まで

*加入締切日までに加入依頼書のご送付と掛金(年間保険料+制度運営費)のご送金をお願いします(掛金お支払締切日:2024年6月28日(金)まで)

保険期間

2024年7月1日午前0時～2025年7月1日午後4時

補償内容・概要

PTA総合補償制度（PTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険、生産物賠償責任保険）は一般社団法人東京都PTA協議会にユーザー登録をする各単位PTAの皆さま向けにアレンジしました補償内容としています。ご加入は個別単位PTA様ごとのご契約となりますので、詳細は本パンフレットの各項をよくご確認くださいませようお願いします。

1. PTA団体傷害保険

選べるプラン（ご予算に応じてプランを選べます）

被保険者 (保険の対象となる方)	①PTA会員（父母会員および教師会員をいいます。） ②PTAの属する学校・保育所に在籍する児童・生徒 ③PTA会員の同居の親族 ④PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている方 (PTA行事に参加するボランティア等をいいます。)
保険金をお支払い する主な場合	被保険者が日本国内において次に掲げる間に被ったケガ（※1）に対して保険金をお支払いします。 ・PTAの管理下（指揮、監督および指導下）においてPTA行事（※2）に参加している間 ・PTA行事（※2）に参加するためPTAが指定する集合、解散場所と自宅との通常の経路の往復中 （※1）急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガをいいます。（身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、熱中症も含みます。） （※2）PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画、立案し、主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（いかなる名称であるかを問いません。）に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。（注）独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象になりうるべき傷害事故の場合は、この保険の対象となりませんのでご注意ください。



2. PTA賠償責任保険

①PTA管理者に対する賠償責任

被保険者 (保険の対象となる方)	PTA
保険金をお支払い する主な場合	日本国内においてPTA活動遂行中に発生した次の①または②の事故につき、PTAが法律上の賠償責任を負担する場合に保険金が支払われます。 ①PTA活動遂行中、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の財物を壊した場合 ②PTAが学校等第三者から借用したスポーツ用具や教育資材等（受託物）をPTA会員や生徒が壊したり、盗まれたりした場合

②生徒に対する賠償責任（生徒賠償）

選べるプラン（加入の有無を選べます）

被保険者 (保険の対象となる方)	・貴PTAの児童・生徒 ・貴PTAの児童・生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって児童・生徒を監督する方（児童・生徒の親族に限ります。）
保険金をお支払い する主な場合	PTAの児童・生徒が日本国内において偶然な事故により他人の身体に障害を与え、または他人の財物を壊し、法律上の賠償責任を負担する場合に保険金が支払われます。 (自転車運転中、誤って他人にぶつかりケガを負わせてしまった場合 など)



3. 生産物賠償責任保険

選べるプラン（加入の有無を選べます）

被保険者 (保険の対象となる方)	PTA
保険金をお支払い する主な場合	日本国内において、PTA活動で製造・販売・提供した飲食物に起因して保険期間中に他人の身体・生命を害したことにより被保険者であるPTAが法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害に対して保険金を支払います。（身体賠償、費用内弁払い）。 (PTAが主催したバザーで販売した飲食物が原因で食中毒を発生させた。 など)

ご契約プランと掛金

保険種類と掛金 (年間保険料+制度運営費)

1. PTA団体傷害保険

★選べるプラン (プランA、Bいずれかを必ずお選びください)

プラン	保険金額		保険料
A (あんしん補償)	死亡・後遺障害保険金	480万円	PTA会員1世帯あたり 150円
	入院保険金日額	5,000円	
	通院保険金日額	3,000円	
加入 B (スタンダード)	死亡・後遺障害保険金	345万円	PTA会員1世帯あたり 90円
	入院保険金日額	2,500円	
	通院保険金日額	1,500円	

A、B、共通：()手術保険金

*手術保険金について：所定の手術を受けた場合、手術保険金(入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術の場合は入院保険金日額の5倍)をお支払いします。

*熱中症危険補償特約がセットされています。

2. PTA賠償責任保険 (①PTA管理者に対する賠償責任)

加入必須です

加入	保険金額		自己負担額	保険料
身体賠償	1名あたり	5,000万円	1事故につき 1,000円	生徒1名あたり 8円
	1事故あたり	3億円		
財物賠償	1事故あたり	500万円	1事故につき 5,000円	
受託物賠償	1事故あたり	10万円		
	期間中	1,000万円		

(②児童・生徒に対する賠償責任)

選べるプラン (ご加入をお選びいただけます)

	保険金額		自己負担額	保険料
生徒賠償	1事故あたり	1,000万円	ナシ	生徒1名あたり 200円

3. 生産物賠償責任保険

選べるプラン (ご加入をお選びいただけます)

	保険金額		自己負担額	保険料
身体賠償	1名・1事故あたり	1,000万円	1,000円	年間の飲食物売上 1万円あたり 6円
	1事故・期間中	1億円		

4. 制度運営費

本制度運営のためにかかる諸経費として

1契約あたり

500円

ご契約例

*家庭数420世帯、生徒数515名、前年度の飲食物取扱高3万円、PTA団体傷害・Aプラン、生徒賠償は不要の場合

内容	選択プラン	保険料算出基礎数字	掛金
1. PTA団体傷害	○ A:150円	家庭数:420世帯	63,000円
2. PTA賠償 (①管理者賠償)	○ 8円	児童・生徒数:515名	4,120円
PTA賠償 (②生徒賠償)	×		
3. 生産物賠償	○ 6円	前年の飲食物売上高:3万円	20円
4. 制度運営費	○		500円
合計掛金 (1円単単位を四捨五入します)			67,640円

保険金のお支払い例

1. PTA団体傷害保険

- ・PTAバレーボール大会試合中にケガをした
- ・周年行事にて会場の設営準備中にケガをした
- ・PTA役員会への往復途上、交通事故にあい負傷した

2. PTA賠償責任保険

① PTA管理者賠償

- ・周年行事にて設営したテントが倒れ来賓にケガをさせた
- ・PTAソフトボール大会にて打球が駐車中の車両にぶつかり破損させた

② 生徒賠償

- ・生徒が休み時間中誤って学校の窓ガラスを割ってしまった
- ・休日に自転車運転中、誤って人にぶつかりケガをさせた

3. 生徒賠償責任保険

- ・PTA主催の夏祭りにて販売した飲食物が原因で食中毒を発生させた

中途加入について

- ・毎月25日を締切日として、8月25日まで中途加入を随時受付しています。
- ・毎月25日までにご加入手続きをいただきましたPTAさんは翌月1日を保険開始日として受付いたします。
例) 7月22日にお申込み手続きが完了した場合、8月1日を保険始期、翌年7月1日を保険終期とした11ヶ月のご契約手続きを致します。
- ・詳しくは取扱代理店：株式会社インターフィールド・トラストまでご相談ください。

PTA総合補償制度・PTA様向けご説明会について

本補償制度・取扱代理店：インターフィールド・トラスト社では各PTAがPTA総合補償制度ご採用・ご検討に際し、各PTAの皆さまに対して、できるかぎり丁寧なご対応を行うよう心がけています。…特に単位PTAにおいては2～3年単位で本部役員（会計含め）の方が交代してしまうケースが多いかと思えます。“どんな時に補償対象となるの？”、“手続きの手順はどうなるの？”、など、様々な疑問がありながらも、気が付けば1年が経過し次の役員の方にとりあえず引き継ぎ…というような事が多いというお声をお聞きしています。

そこで、本補償制度ではご担当者様がお困りにならないよう、地区PTA連合会レベルでのご説明会はもとより、単位PTAごとのご説明会も積極的に実施しています。そうすることでご担当者様の疑問等が解消されることはもちろん、PTA総合補償制度の適用がスムーズになるといった効果も聞き及んでおります。是非この機会にご検討事項の一つとしてご留意いただければ幸いです。

*お客様の地域によってはお訪ね出来ない場合がありますので予めご留意ください



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いいたします。【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この商品は傷害保険普通保険約款にPTA団体傷害保険特約、賠償責任保険普通保険約款にPTA特約等、各種特約をセットしたものです。
保険契約者	一般社団法人全国PTA連絡協議会
保険期間	2024年7月1日午前0時から2025年7月1日午後4時までとなります。
申込締切日	2024年6月25日
掛金お支払締切日	2024年6月28日
引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等	引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	一般社団法人全国PTA連絡協議会所属の地方協議会・連合体およびそれらに加盟しているPTA団体
被保険者	<p>PTA団体傷害保険 単位PTAの父母会員・教師会員（PTA会員）、[PTA会員]の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方、および所属学校の児童・生徒</p> <p>PTA特約付賠償責任保険 管理者賠償責任補償条項：各単位PTA 児童・生徒賠償責任補償条項：PTAの生徒、PTAの生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって生徒を監督する方（生徒の親族にかぎりませ。）</p> <p>生産物賠償責任保険 各単位PTA</p>
お支払方法	パンフレットに記載の要領でお手続きしてください。
お手続き方法	添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日（25日過ぎの受付分は翌々月1日）から2025年7月1日午後4時までとなります。保険料のお支払いにつきましては、別途ご案内します。
中途脱退	この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店まで連絡ください。
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

1. PTA団体傷害保険

日本国内において、被保険者がPTAの管理下（※1）においてPTA行事（※2）（行事に参加するための所定の場所と自宅との通常経路の往復を含みます。）参加中に「急激かつ偶然な外来の事故」（以下「事故」といいます。）によりケガ（身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒、熱中症を含みます。以下同様とします。）をされた場合に下記の保険金をお支払いします。

（※1）「PTAの管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

（※2）「PTA行事」とは、日本国内において、所属する単位PTAが企画・立案し、主催または共催する行事で、PTA総会・運営委員会などPTA会則（いかなる名称であるかを問いません。）に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

●これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

傷害 (国内のみ補償)	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）傷害保険	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（事故の発生の日から180日以内）	

傷害 (国内のみ補償)	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	手術保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2）</p> <p><入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×10（倍） <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5（倍）</p> <p>（※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	<p>（前ページからの続きです。）</p> <p>①自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故</p> <p>②園児・児童・生徒については、独立行政法人・日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度の給付対象となりうるべき傷害など</p> <p>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
	通院保険金	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>（※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>（注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

（注）これらの保険金は、労災保険・健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等とは関係なくお支払いします。

2. PTA特約付賠償責任保険 <管理者賠償責任補償条項>

賠償責任保険金 (国内のみ補償)	お支払いする保険金	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>(1) 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金 ○身体賠償事故の場合 治療費・休業損失・慰謝料等 ○財物賠償事故の場合 修理費等（時価額が限度となります。） ※法律上の賠償責任がないにもかかわらず、被害者に対して支払われた見舞金等は保険金のお支払対象とはなりません。</p> <p>(2) 被害者に対する応急手当、緊急措置等の費用</p> <p>(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等（事前に損害保険ジャパン株式会社の承認が必要です。） ※この保険では保険会社が被保険者に代わって示談交渉を行うことはできません。</p>	<p>被保険者が日本国内で、PTA が企画、立案し、主催する PTA 団体管理下での各種学習活動および実践活動（PTA 活動）の遂行中、PTA 行事遂行上の過失により、児童・生徒・PTA 会員または第三者に対し、身体または財物に損害を与えたことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>PTA が具体的に活動するにあたって第三者からスポーツ用品、各種教育資材を借り受けて実施する場合、PTA 団体の管理下において使用、管理している間に被保険者の構成員である PTA 会員および児童・生徒等がスポーツ用品等の借用物を損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことによって被保険者（PTA）が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p>	<p>①保険契約者、被保険者の故意</p> <p>②地震、噴火、津波などこれらに類似の自然事変</p> <p>③戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する事故</p> <p>⑤被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任</p> <p>⑥被保険者が借用した受託物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された受託物の破損に起因する賠償責任</p> <p>⑦PTA活動の終了後のPTA活動以外の活動に起因する賠償責任</p> <p>など</p>

<児童・生徒賠償責任補償条項>

賠償責任保険金 (国内のみ補償)	お支払いする保険金	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>(1) 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金 ○身体賠償事故の場合 治療費・休業損失・慰謝料等 ○財物賠償事故の場合 修理費等（時価額が限度となります。） ※法律上の賠償責任がないにもかかわらず、被害者に対して支払われた見舞金等は保険金のお支払対象とはなりません。</p> <p>(2) 被害者に対する応急手当、緊急措置等の費用</p> <p>(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等（事前に損害保険ジャパン株式会社の承認が必要です。） ※この保険では保険会社が被保険者に代わって示談交渉を行うことはできません。</p>	<p>PTA管理下か否かを問わず、PTA の児童・生徒が日本国内において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与えた場合、児童・生徒、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって児童・生徒を監督する方（児童・生徒の親族にかぎります。）が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。</p>	<p>①保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）の故意</p> <p>②地震、噴火、津波などこれらに類似の自然事変</p> <p>③戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する事故</p> <p>⑤被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任</p> <p>⑥被保険者の心神喪失に起因する賠償責任</p> <p>⑦自動車（原動機付自転車を含みます。）、航空機、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任</p> <p>など</p>

（次ページに続きます。）

3. 生産物賠償責任保険

賠償責任保険金(国内のみ補償)	お支払いする保険金	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用</p> <p>*損害保険ジャパン株式会社の承認を得て支出した費用にかぎります。</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによる要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損害保険ジャパン株式会社が支払う損害賠償金は、①～⑥の合計金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>*事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。</p>	<p>団体保険に加入いただいた会員企業の皆さまが製造または販売した製品や行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような身体障害事故(以下「PL事故」といいます。)が発生し、法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を差し引いた額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。</p> <p>*法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。</p>	<p>次のような場合は、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害にかぎります。 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ●地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ●被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ●記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ●排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ●被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ●原子核反応または原子核の崩壊 ●石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ●汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ●生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。) ●記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ●被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 ●被保険者が支出した生産物の回収費用 ●日本国外で発生した事故に起因する賠償責任または日本国外で提訴された訴訟による損害 <p style="text-align: right;">など</p>

用語のご説明

先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

その他ご注意いただきたいこと 保険金額は高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

ご加入に際して特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険契約は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項 (告知義務等)

[PTA団体傷害保険]

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損害保険ジャパン株式会社が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項することによって損害保険ジャパン株式会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★PTA会員の世帯数 ★他の保険契約等(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - ・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。
 - 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

[PTA特約付賠償責任保険]

保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損害保険ジャパン株式会社に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

- 加入依頼書の記載事項すべて
保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項 (通知義務等)

ご加入後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店までご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

- 加入依頼書の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。
- ご連絡いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご連絡がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までご連絡ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または 保険ジャパン株式会社までご連絡ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、取扱代理店までお申し出ください。
 - <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、解除することを求めることができます。
お手続き等につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。
 - <重大事由による解除等>
 - 保険金を支払わせる目的でケガを生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。(PTA 団体傷害保険)
 - <他の身体障害または疾病の影響>
 - すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2024年7月1日午前0時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損害保険ジャパン株式会社または取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損害保険ジャパン株式会社にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損害保険ジャパン株式会社の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (注) 示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損害保険ジャパン株式会社にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

ご加入に際して特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明) (続き)

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損害保険ジャパン株式会社が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例	
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書	など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)	など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書	など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書	など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑦ 損害保険ジャパン株式会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損害保険ジャパン株式会社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損害保険ジャパン株式会社が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損害保険ジャパン株式会社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損害保険ジャパン株式会社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。詳しい内容につきましては、損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。

6. 保険料の精算について

PTA特約付賠償責任保険および生産物賠償責任保険の保険料につきまして、保険料確定特約の適用により保険料の精算は行いません。

7. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

8. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店にご連絡ください。なお、脱退(解約)に関しては返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。PTA団体傷害保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

●PTA特約付賠償責任保険および生産物賠償責任保険は、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損害保険ジャパン株式会社及び取扱代理店:株式会社インターフィールド・トラストに提供します。
○損害保険ジャパン株式会社は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損害保険ジャパン株式会社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 世帯数などに誤りはありませんか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



事故が発生した場合のご連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損害保険ジャパン株式会社、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間:24時間365日）

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

<取扱代理店> ご相談はこちらへ

株式会社インターフィールド・トラスト
〒121-0863 東京都足立区谷在家1-23-11-701
TEL 03-3857-9398 FAX 03-6740-8398
E-mail : pta@interfield-trust.co.jp
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社
東東京支店東東京第五支社
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
損保ジャパン日本橋ビル3階
TEL 03-3231-4120
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

< 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関） >

損害保険ジャパン株式会社は保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損害保険ジャパン株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。